

最も健全でハイクラスの I R を創るための
制度設計と運用の双方に関する提言

平成 29 年 7 月 20 日

一般社団法人 日本観光・ I R 事業研究機構

最も健全でハイクラスの I R を創るための 制度設計と運用の双方に関する提言

平成 29 年 7 月 20 日

一般社団法人 日本観光・I R 事業研究機構

「日本型 I R」を世界的に一流のものとして新たに創るためには、次の三つの原則を確実に達成できるよう、法令の立案のみならず、運用面においても万全の仕組みが必要であると考えます。

第一に、「複合 (Integrated)」の要件を満たした効果の大きいものとする事です。

マイナス面の懸念をはるかに上回るメリットを発揮できる I R とするためには、日本で不足している M I C E 施設、ホテル等々の大規模な投資を呼び込むとともに、需要・雇用の創造等による経済効果を最大限にもたらすものでなければなりません。

第二に、依存症、治安等懸念される問題に十分な対策を準備することです。

シンガポール等で成功している諸例を参考として、それらのうち最も厳しいもの以上の対策をとり、懸念に応じていくことが不可欠と考えます。また、I R 制度発足を契機に、遅れている既存のギャンブル等の依存症への対応を強化していくべきです。

第三に、ハード、ソフトの両面で最もハイクラスの I R を目指すことです。

日本らしさを発信するために日本の企業が積極的に参画することはもとより、「複合 (Integrated)」の要件を満たしながらも品格のある I R を目指すべきです。そのためには、ハード面はもとよりソフト面が極めて重要と考えます。

また、日本型 I R が財務的にも健全に立ち上がり、破綻なくサービスを提供できるよう、事業採算の面に十分留意して制度設計することが重要です。こうすることにより、広く I R 参加企業数を増やし地域参加型の活気ある事業になると考えます。

このような観点から、以下の具体的な提言をとりまとめました。

この提言を是非お取り上げいただき、官民力を合わせて世界一流の日本型 I R の実現を図ることができればと存じます。

(以下の提言の各項目は、特定複合観光施設区域整備推進会議の第二回会合（5月10日）において使用された資料2「特定複合観光施設区域整備推進会議における主な検討事項」の順序・用語を参考にしています。)

1. 特定複合観光施設の構成施設の種類の要件

- (1) 今回の実施法案において対象とする国際会議場・展示場の施設は、認定区域内において大規模のものを新たに整備することを要件にすべきと考えます。この際、これらの施設自体の2~3倍の面積のバックヤードも必要となることも十分念頭においていただきたいと思います。また、規模については、IR施設の延床面積に対する比率等で具体的に示すことが望まれます。
- (2) 我が国の魅力をショーケースとして発信する施設については、ハード面の要件だけでなく、優れたソフト面の要件（例えば、先端技術のショーケース、劇場での伝統芸能の上演、格付けの高い日本食レストラン）も必要です。この意味においても、「整備計画」のみならず、ソフト面も盛り込んだ具体的な「事業計画」が重要と考えます。
- (3) 各地へ観光客を送り出す施設については、単にIRの中に旅行の提案・アレンジ施設があれば足りるということではなく、少なくともIR周辺の関係者等が観光客を認定区域から「呼び込む」体制を確立することが必要と考えます。
- (4) 宿泊施設は、認定区域内において大規模なものを新たに整備することを要件とすべきですが、単一の事業者による運営のみならず、複数の事業者が参加する複数施設型の事業形態の可能性も考える必要があります。したがって、要件の設定に当たっては、全体の規模だけではなく、これらの施設のグレード、サービスの質などの要件も必要と考えます。そのためには、IR事業者を選定する際の基準として、参加する企業の能力、実績等を十分に吟味するための項目が求められます。
- (5) ただし、「大規模」といっても、IR事業の開始や持続可能性を困難にするような過度な要件とならないよう、十分な配慮が必要です。また、地方都市等の場合において認定区域や延べ床面積が狭くなると予想される場合には、要件を緩やかなものとするのが地方活性化のために必要であると考えます。

2. 特定複合観光施設と区域の対応

- (1) 認定する区域の数は、当分の間、「3」とすることが適切と考えます。
- (2) この区域内で整備・運営する施設等のIR事業者と地方公共団体等の役割分担をIR事業者選定手続に入る前に整理することも、重要なプロセスと考えます。
- (3) 地域独占の弊害を防ぎ、健全な競争により高質なサービスの提供を図るためにも、敷地の面積が十分に大きくなるのが想定される場合は、一区域内に複数のIR施設を認めるべきです。IR施設の多様性を増すことは国際的な競争力を高めることになり、また、国内外からの利用者の選択肢を広げて利用者の増大にもつながると考えま

す。さらに、複数の I R 施設の相乗効果により、地域活性化への貢献もより大きくなると考えます。

実施法案においては、具体的な開発用地面積に応じた複数の I R 施設を認めることを明らかにし、その際には、土地の広さや拡張整備の可能性等に関する明確な基準を設ける必要があります（例えば、Xha 以上の土地であれば 2 の I R 事業者など）。

3. 認定制度、参入規制

- (1) 地方公共団体による事業者の選定は、当然のことながら、公平かつ透明な公募手続によるべきであり、このことを法令上も明記すべきです。
- (2) I R 事業者について直接の外資規制は行えませんが、日本型 I R である以上、日本企業が様々な形で参加すべきことを前提とすべきです。したがって、事業者の選定においては、日本企業の参加を要件とする必要があると考えます。
- (3) 地方公共団体による事業者の選定基準については、国において早期にガイドライン等を策定、公表すべきと考えます。
- (4) 国が区域認定を行う際は、その区域の整備計画だけでなく、当該 I R にかかるソフト面も含めた運営内容についての事業計画、依存症等に関する地方公共団体・事業者等の対策等についても審査し、総合的に優れている区域を認定すべきと考えます。
- (5) I R 事業の一体性が確保される範囲において、ホテル、M I C E、レクリエーション施設等は委託形態だけではなく、テナント方式や合弁子会社方式も認める等、その事業運営形態はできる限り柔軟に認めるべきと考えます。

4. カジノ施設・事業活動の規制

- (1) ゲーミング施設の面積の上限設定は、絶対面積ではなく I R 施設全体の延床面積に対する割合の方が合理的であると考えます。
- (2) カジノ施設に対する規制については、ゲーミング施設の構造・設備の基準設定だけでなく、監視カメラや入場時の情報をカジノ管理委員会等のデータベースと照合する等の構造・設備の運用方法も一定のルール（行為規制）が必要と考えます。

5. 依存防止対策、治安対策等懸念への対応

- (1) 日本人に対しては、厳しい本人確認の上カジノ施設が発行する I D カードまたはマイナンバーカード等で本人確認ができる者のみを入場可能とする等の厳しい入場制限を行うべきと考えます（例えば、本人のみならず家族の申告等による入場禁止等の規制を設けること及びシンガポール並みまたはそれ以上の入場料を徴収すること等）。

また、入場や滞在時間の管理には、入退館情報システム、生体認証システム等を活用するとともに、事業者と公的機関が保有する情報を可能な範囲で連携させることが重要だと考えます。

なお、事業者の情報管理の適切性については、カジノ管理委員会等の公的な機関により継続的にモニターすべきと考えます。

- (2) カジノ以外の I R 施設については、当然に自由な広告、営業を認めるべきですが、カジノ部分については、国内での広告、営業行為を禁止すべきです。また、いわゆるジャンケットによる営業については、日本型 I R では国内外を通じて、禁止すべきと考えます。
- (3) カジノにおいて徴収する入場料及び納付金等は、カジノ及び既存のギャンブル等の依存対策にその相当額を充当すべきと考えます。
- (4) 諸外国に比べ、より厳しいマネーロンダリング対策等を行うことは当然と考えますが、そのためには、I R 事業者に対策を義務付けるだけでなく、公的機関が保有する、対策に役立つデータを I R 事業者が活用できるような体制整備が必要と考えます。
- (5) I R 施設外も含めた治安対策のためには、事業者と警察等との間で、必要な情報の交換を含む緊密な連携が必要です。また、施設内での効果的かつスマートなセキュリティ対策のためには、事業者による先進技術の活用、統合的な警備計画及び一体的な運用体制が必要であり、これらの実施をカジノ管理委員会が継続的にモニターすべきと考えます。

6. 財政制度その他

- (1) I R 施設が整備される敷地に関しては、売却方式によるか賃貸方式によるかは、それぞれの区域における当該敷地の所有者の選択に委ねるべきと考えます。
- (2) 納付金の水準は、シンガポール等の例を参考とし、法人税等の租税負担も含めて、海外との競争力を損なわない適切なものとすべきです。

以 上